

## 令和 4 年 第 12 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 4 年 12 月 5 日（月） 午前 9 時 32 分 ～ 10 時 24 分
2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室
3. 出席委員（33 人）

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員
21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子委員
35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員
4. 欠席委員（4 人）

13 番 橋本重吉 委員	20 番 有田勝也 委員	24 番 溝上博信 委員
25 番 岩石 学 委員		
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2
    - 1 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて
    - 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について
    - 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について
    - 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について
    - 5 令和 4 年白石町農用地利用集積計画（12 号）の承認決定について
    - 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 報告事項
  - 1 合意解約の報告
- 業務連絡事項
  - 1 令和 5 年第 1 回農業委員会総会の日時及び場所  
日時・場所…令和 5 年 1 月 5 日（木）9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
  - 2 その他
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 久原正好

課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	川崎正己
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員  
なし

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和4年12月第12回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、13番 橋本重吉委員、20番 有田勝也委員、24番 溝上博信委員、25番 岩石学 委員、4名から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は37名中33名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、21番 川崎敏樹委員、22番 中村康則委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第234号 =

議長 初めに、1.「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題とします。議案番号第234号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第234号。権利の種類は、所有権移転、贈与です。議案書1ページ。

申請農地から譲渡人及び譲受人までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、農業者年金経営移譲年金受給継続のため、親から子への贈与を取りやめて、有限会社〇〇への贈与とするためです。この議案につきましては、本年9月の総会にて、父〇〇氏から子〇〇氏、個人への贈与で許可を得ていたところですが、国民年金第1号被保険者でない個人に贈与をした場合は、経営移譲年金加算分が支給停止となることが判明をしたため、前回の3条許可を取消し、今回、236号で法人への贈与に変更するものでございます。

なお、法人への贈与にすることにつきましては、支給停止に該当いたしませんので、今回、変更ということでございます。

途中で判明したということで、今後こういう事がないように、事務局として十分チェックをして事務処理に勤めて参ります。申し訳ございません。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 234 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 234 号は申請どおり当委員会において許可を取り消すことに決定します。

---

= 議案番号第235号 =

議長 次に、2. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 235 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 235 号。権利の種類は、所有権移転、贈与です。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。  
申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望です。  
議案の位置図は、1 ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。  
地元農業委員として 11 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。  
事務局より説明がありましたとおり、申請地は、譲渡人譲受人双方の要望による農地の贈与であります。  
譲受人は認定新規就農者で、現在、アスパラを中心に約 0.3ha の規模で営農されています。  
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 235 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 235 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 236 号 =

議長 議案番号第 236 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 236 号。権利の種類は、所有権移転、贈与です。  
先ほどの 234 号の分で、法人への贈与というところの議案です。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。  
申請事由は、譲受人、譲渡人の要望です。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 説明がわからなかったもので、つまりどういうことですか。

事務局長 経営移譲年金に加算の部分があるのは、ご存じだろうと思っています。経営移譲された時点から、加算がつくと、老齢プラスというところですね。その場合の要件が、先ほども申し上げたとおり、国民保険 1 号被保険者か、もしくは、法人でなければならないという要件がございます。子〇〇さんにつきましては、有限会社〇〇の代表者でございます。と言うことは、国民保険第 1 号被保険者ではなくて、会社からの保険ということで、1 号被保険者には該当しないことによって、父〇〇さんが、子〇〇さん個人に贈与を行った場合は、加算が付かないということになりまして、そのため今回、法人への贈与に切り替えたというところがございます。以上です。

○番 要するに、法人にやらんと、父〇〇さんには加算金が来ないということね。  
私は、厚生年金やったもので、どうだったかなと、ただ単に質問してみました。

○番 この問題は、あとで非常に大きな問題になります。加入するのは、簡単です。経営を移譲する時、私、8月やったかな、県で年金の説明会があったときに、質問をしたのですが、入れ入れというけれども、前回例があって、やめて8割しかもらわれなかったとかあったので、加入推進する時はいいのですが、いざもらおうとした時にこういった例が出てくる。そうした場合に、〇〇さんの場合は、有限会社ですから、法人と言いながらも、同じ家族の中の話だから、これで納まるのです。ただ、〇〇地区とかほかのところは、〇〇地区だけを除いては全部、法人ですよ。そこに、贈与しなくてはならなくなる。非常に難しい。今までどおりで、法人は、贈与されて所有権なんて持つ意識がない。それだったら、移譲年金は貰えないようになる。そこは、十分検討して了解をして話を進めておかないと、お金の問題ですから。農業委員の大将が言ったから、加入したのに貰えなかったと個人の問題になるわけです。

私も農業会議の年金の時、そこは十分注意をしていかないと、ただ加入しなさい、加入しなさいと、入る時は確かに条件がいいのですが、いざ年金もらう時になって「もらわれんばい。法人に贈与せんばらんばい。」って話になっていくわけですよ。単独で、大きくされている方で、法人化されている方は問題ないですが、本当にそこはよく注意をしといてもらわないと、今回のような、前回そういう説明があったので、そこは私質問をしましたけども、ちょっと不信感がまた出てくるよと。前回は制度の違いや改正で不信感が出てしまって、解約した人がたくさん出てきて、そして結局は、もらわなかった人が、裏を返せば今、〇番さんはもらっているからよかと言われてますが、解約しなかった人は、いいねという条件になってるんですよ。

住民さんというか、農業者の方の不信を招かないような対応をしていかないといけないので、十分に検討していかないと、お金の問題ですからね。職員と私達はその頃いないですから。あの人たちが言ったから、あの人たちが、入れ入れ言うから入ったら、貰えなかったという話にならないようにしておかないと、大きな問題になるので、十分注意をして、勧めてもらいたいなと私は思います。

議長 これは、旧年金だからこういった問題が出てきて、新しい農業者年金になれば、こういった問題はないのでしょ。

事務局長 そうです。

○番 法人ダメっていわれました。

事務局長 今回の部分は、経営移譲年金加算の部分です。その加算という制度があるのが、旧年金の制度で、新年金制度は加算はなくて、積立型なので。

○番 ただ、説明会で法人のメンバーは、ダメとか話があったような。加入ができないってことでしたかね。

事務局長　そこは、私が現場にも参加していなかったもので、事務局で今後調べますので、そこは少しお待ちになっていただきたいです。

今回の議案については、旧制度です。

○番　旧制度だから、経営移譲年金ですね。

ただ、新しい分も加入をされる時に理解をしてもらっていないと、加入をするのは、今は問題ないので、加入させて法人がどう変わっていくかわかりませんが、十分注意をして、加入推進というのは、どんどん勧めるだけではなく、先の事も考えないといけないのではないかと思います。私が、以前年金担当の時、勧めて加入させたのですが、いざもらう時に8割しか貰えなかったと、その時に担当した者として責任を感じたので、そういった思いをしなくていいように、よろしく願います。

議長　ほかに何かないですか。

(質問、意見なし)

議長　ないようですので採決に入ります。議案番号第 236 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長　ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 236 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 237 号＝

議長　続きまして、議案番号第 237 号を事務局に説明を求めます。

事務局長　議案番号第 237 号。権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

議案の位置図は、2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長　事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の〇〇です。  
地元農業委員として11月28日に事務局と現地確認を行いました。  
譲受人の世帯は、米・麦・大豆、野菜を、約7haの規模で営農されています。  
譲受人は、これまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、  
所有権移転については問題ないと判断します。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第237号に賛成の方の挙手を求め  
ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第237号は申請どおり当委員  
会において許可することに決定します。

＝議案番号第238号＝

議長 議案番号第238号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第238号。権利の種類は、所有権移転、売買です。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。  
申請事由は、譲渡人・譲受人の要望で、総額〇〇円、10a当たりの対価は〇〇円  
です。  
議案の位置図は、3ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 ○番の〇〇です。  
地元農業委員として11月24日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の申請は、譲渡人が住んでいた宅地周辺の農地です。  
実は、ここの農地につきましては、昭和の時代に生産組合長をしていたころに、  
ご主人がけがをされたあと、農地としての使用が滞っておりまして、しかも、宅地  
の上の方〇〇番、317㎡、ここは昔、宅地みたいな感じで管理をされておりまして、



現地確認をしたところ、農地として使う分には、中に残滓等が入っている感じがありまして、なかなか難しいことから、譲受人さんもいろいろ考慮しないといけないと話しておりました。

譲受人につきましては、この地区の中核農家でありまして、米、麦、野菜を数種類作っておられまして、借地等も含めまして約 6.9ha の規模で営農されており、後継者も準備をされているということでもあります。

今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 238 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 238 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 239 号 ＝

議長 議案番号第 239 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 239 号。権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 239 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 239 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

= 議案番号第 240 号 =

議長 続きまして、3.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 240 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ。議案番号第 240 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 11 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、以前から倉庫、進入路として使用していた農地の転用を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 240 号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 240 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 241 号＝

議長 続きまして、4.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 241 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 241 号。権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地。

農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 11 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、譲受人が譲渡人の宅地を購入されることに伴い、隣接する農地に駐車場を整備するための申請です。

申請地は宅地に囲まれており、区長、生産組合長、隣接する宅地の所有者からも同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 241 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 241 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 242 号＝

議長 議案番号第 242 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 4 ページ。議案番号第 242 号。権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項について、①大字田野上字一本榎〇〇番は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

次に、②〇〇番と③〇〇番は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①と③は、既存の施設の拡張でございます。

次に②は、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、父〇〇さんの所有で子〇〇さんへの使用貸借をされるものです。

今回の転用は、借受人が経営する建築業の事業拡大に伴い、不足している資材置場や駐車場を整備される申請です。

隣接地は貸付人の所有する宅地及び農地で、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 242 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 242 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝ 議案番号第 243 号 ＝

議長 続きまして、5. 議案番号第 243 号「令和 4 年白石町農用地利用集積計画（12 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第243号の「農用地利用集積計画（12号）の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は3件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページの相対での設定が11件、4ページから9ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が47件、合わせて58件の計画が提出されており、賃借権設定が55件、使用貸借権設定が3件となっています。

区分の内訳として新規が33件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが14件ありました。再設定は25件でした。

今回の利用権の総面積は427,639㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人によるもので、農地中間管理機構によるものが、47件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、61件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
まず、所有権移転について審議します。  
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 243 号（所有権移転）について

賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 243 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 利用権設定について審議します。

これについては、議事参与の制限がございます。

○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 243 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 243 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

= 議案番号第 244 号 ～ 議案番号第 249 号 =

議長 続きまして 6. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望から農地の借受希望、議案番号第 244 号から議案番号第 249 号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 5 ページです。

まず、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 244 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、築切搦の○○氏です。

申請理由は、自ら耕作をしないための農地処分でございます。

議案の位置図は、10 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 245 号。

申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、遠江上の〇〇氏です。  
申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 246 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、新観音の〇〇氏です。  
申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 247 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、深浦西分の〇〇氏です。  
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。  
議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

次に、農地の借受希望でございます。  
議案番号第 248 号。議案書は 6 ページです。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、東区の〇〇氏です。  
申請理由は、玉葱、レタス、スイートコーン、ブロッコリーなどを耕作予定の新規就農者で、10 から 15 a で、代行干拓の農地をご希望です。

続きまして、議案番号第 249 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、新開の〇〇氏です。  
申請理由は、経営規模拡大で、希望は、大字新開の農地です。作付作目は、露地野菜です。

以上、議案第 244 号から議案第 249 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 244 号から議案第 249 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案番号第 244 号から議案番号第 249 号まで、事務局の説明が終わりました。  
あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 244 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 245 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 246 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 247 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 248 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 249 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 244 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 245 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 246 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 247 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 248 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 249 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 まず、議案番号第 244 号は○○、245 号は○○、246 号は○○、247 号は○○、  
248 号は○○、249 号は○○でございます。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。



事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

(令和5年 第1回農業委員会総会の日時及び場所)

- 1 日時・場所 … 令和5年1月5日(木)9時00分 白石町役場 3階大会議室
- 2 その他 … 農業委員会だより発行、農業委員手帳の配布

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時24分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員